

告 示

埼玉県告示第三百十九号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第四条の規定により、ふぐ処理者試験を次のとおり行う。

令和七年四月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

令和七年九月十六日（火）

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館大ホール

ロ 実技試験

令和七年九月十八日（木）

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目千四百十七番地

コープデリ商品検査センター

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

三 受験手続

イ インターネットによる場合

(1) 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県食品安全課ホームページで案内する。

(2) 受付期間

令和七年五月七日（水）午前八時三十分から同月三十日（金）午後十一時五十九分まで

ロ 窓口による場合

(1) 受付方法

事前予約をした上で、受験願書及び受験票に写真（出願前六月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名を記載したものに限る。）二枚を添え、埼玉県食品安全課食品保健・監視担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号）まで提出すること。

(2) 受付期間

令和七年六月二日（月）から同月六日（金）まで

ただし、各日午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。

四 試験手数料

一万八千四百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

五 受験願書の交付方法

インターネットによる場合

埼玉県食品安全課ホームページからダウンロードすること。

ロ 紙媒体による場合

埼玉県食品安全課食品保健・監視担当において交付する。

六 合格発表

令和七年十月十七日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前掲示板及び埼玉県食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。